

平成29年 第4回 秩父市農業委員会 定例総会 議事録

- 1 開催日時 平成29年4月21日（金）午後3時31分から
同日 午後4時09分まで
- 2 開催場所 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室〔秩父市熊木町〕

3 出席委員（26人）

会 長	8番	新 井 徳 弘	会長職務代理者	26番	糸 東 男
委 員	1番	山 中 宇 一	委 員	2番	新 井 一 郎
委 員	3番	武 島 昭 夫	委 員	4番	横 田 友
委 員	5番	新 井 秀	委 員	6番	山 中 進
委 員	7番	富 田 俊 和	委 員	9番	内 田 武 男
委 員	10番	青 葉 正 明	委 員	11番	岩 崎 智 子
委 員	12番	長 谷 川 満	委 員	13番	石 橋 総 一 郎
委 員	14番	大 島 正 一	委 員	15番	高 岸 義 雄
委 員	16番	新 井 信 義	委 員	17番	番 場 誠 二
委 員	18番	島 崎 博 行	委 員	19番	町 田 一 郎
委 員	20番	福 島 久 雄	委 員	21番	内 田 修 司
委 員	23番	高 野 忠 財	委 員	24番	高 橋 信 之
委 員	25番	田 口 俊 夫	委 員	27番	加 藤 勝 市

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

- (1) 開 会 ・ 開 議
- (2) 議 事 日 程 の 報 告
- (3) 総 会 成 立 の 報 告
- (4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
- (5) 諸 報 告
- (6) 審 議 議 案 の 報 告
- (7) 議 案 審 議

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議案第20号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議案第21号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (6件)

議案第22号上程 農用地利用集積計画の決定について (3件)

議案第23号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの
判断について

(8) 閉 議 ・ 閉 会

6 農業委員会事務局職員

事務局長	上 林 敏 一	主 査 帆 刈 敏 晃
参 与	町 田 達 彌	主 事 補 岩 田 直 樹
主 幹	新 井 幸 男	主 幹 新 地 広 幸
主 幹	加 藤 和 彦	

7 会議の概要

(1) 開 会 ・ 開 議

議長(新井 徳弘 会長) ただいまから、平成29年第4回秩父市農業委員会定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

(2) 議 事 日 程 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

(3) 総 会 成 立 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 本日は、全員の委員が出席しております。よって、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

(4) 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名

議長(新井 徳弘 会長) 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井 徳弘 会長) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名い

たします。 16番 新井 信義 委員、18番 島崎 博行 委員、以上お二人にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の帆刈主査と岩田主事補を指名いたします。

(5) 諸 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 次に、諸報告についてですが、総会に報告すべき事項のうち、前総会以降に処理した案件はありませんでしたので、ご了承願います。

(6) 審 議 議 案 の 報 告

議長(新井 徳弘 会長) 次に、本日ご審議いただく議案について事務局長に報告をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 それでは、平成29年第4回総会において審議していただきます議案について申し上げます。 議案第20号 第4条の規定による許可申請について が2件、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について が6件、議案第22号 農用地利用集積計画の決定について が3件、議案第23号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、以上でございます。 よろしく、お願いいたします。

議長(新井 徳弘 会長) ただいま報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておきましたので、ご了承願います。

(7) 議 案 審 議

議案第20号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)

議長(新井 徳弘 会長) これより、議案の審議に入ります。 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。 事務局に議案の説明をいたさせます。

町田 達彌 参与 番号1の案件について説明をいたします。 申請者は 〇〇さんです。 申請地は 下影森字下反り原、畑1筆、508平方メートルで、平成17年2月に相続により取得した土地です。 案内図の1ページをご覧ください。 申請地は、国道140号線 押堀交差点から北東に100メートル先、押堀川の左岸にあります。 周辺は住宅化が進む地域にありますので、立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。 次に、申請事由ですが、申請地に隣接する宅地には古い住宅があり、現在、母親ととも

に暮らしておりますが、日常手狭になってきたため、その住宅には母親が住み、申請者の家族は、申請地に住宅を新築し、生活の安定を図りたいとして申請したものです。なお、現在建っている古い住宅を昭和42年に建築した際に、このたびの申請地の一部に入り込んで建築しておりましたので、始末書を添付しております。また、一体として利用する宅地の面積は1,182平方メートルになりますが、親と申請者家族との2世帯になります。また、この面積には、押堀川の法面になっていて使えない部分136平方メートルが含まれており、この面積を除いた面積は1,047平方メートルになります。申請地を確認しましたところ、畑の部分には古い家が一部かかっており、他は、植木が何本かあり整地された状態でした。

上林 敏一 事務局長 番号2の案件について説明をいたします。申請者は〇〇さんです。申請地は寺尾字武ノ鼻、畑1筆、274平方メートルで、平成28年に相続により取得した土地です。案内図の2ページをご覧ください。申請地は、主要地方道 秩父荒川線 秩父ミュージックパーク北口交差点から東北東に約600メートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、自己用住宅の建設です。申請者は、市内の賃貸住宅に住んでおりますが、自らが所有する土地に住宅を建てること考え、転用することについて申請したものです。申請地の現況を確認しましたところ、不耕作でした。なお、申請地に隣接する農地を所有する者は、申請者本人ですので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないものと思われまます。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

7番（富田 俊和 委員） 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。周辺は宅地化が進んでおりますので、許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

9番（内田 武男 委員） 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第20号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第21号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （6件）

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

帆刈 敏晃 主査 番号1及び番号2の案件について説明をいたします。

まず、番号1についてですが、借受人は〇〇さん、貸渡人は〇〇さんと〇〇さんです。申請地は大野原字宿東、畑1筆、179平方メートルで、平成25年に相続により取得した土地です。案内図の3ページをご覧ください。申請地は、国道140号線 大野原交差点から北東に約280メートル先にあります。立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地として、第3種農地と判断いたしました。次に、申請事由ですが、申請地は、平成12年頃より、隣接する宅地にある飲食店の駐車場として使用してしまっており、今後も同様に使用したいとして、始末書を添付して申請したものです。この飲食店は貸渡人の夫が経営しており、契約の内容は使用貸借権設定となっております。申請地は、乗用車をおおむね5台ほど置くことができる砂利敷きの駐車場となっております。

次に、番号2の案件について説明をいたします。譲受人は 社会福祉法人 〇〇、譲渡人は 〇〇さんと 〇〇さんです。申請地は大野原字下小川、畑1筆、697平方メートルで、昭和45年に相続により取得した土地です。案内図の4ページをご覧ください。申請地は、秩父市原谷公民館から北北東に約280メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業

公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、申請事由ですが、譲受人は、申請地に隣接する土地において、保育園を経営しておりますが、入園する園児の増加に伴い、駐車場が手狭となったため、申請地を買い受け、職員及び送迎用駐車場として利用し、交通事故等を防止し、安全な保育園運営を図りたいとして、このたび転用することについて申請したものです。申請地を確認しましたところ、保全管理状態でした。申請地に隣接する耕作中の農地はありませんでしたので、転用することによる周辺の営農への支障はないと思われまます。

上林 敏一 事務局長 番号3及び番号4の案件について説明をいたします。

まず、番号3についてですが、譲受人は〇〇株式会社です。同社は、平成27年に成立した法人で、不動産の売買並びに土木及び建築の請負、設計、施工、管理及び販売を主な目的としており、宅地建物取引業者の免許を取得しております。譲渡人は〇〇さんです。申請地は寺尾字諏訪前、田1筆、601平方メートルで、昭和45年に相続により取得した土地です。案内図の5ページをご覧ください。申請地は、主要地方道 秩父児玉線 寺尾交差点から北北東に約400キロメートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、建売住宅の建設です。譲受人は、申請地の周辺に住宅地があり、住宅販売に適しているとして、申請地を譲り受け、住宅を建設し、販売することを計画しました。事業計画では、申請地を2筆に分け、それぞれを305.5平方メートルにして、建築面積38.5平方メートルの住宅を建てることになっております。なお、資金調達計画も整っておりますし、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該住宅を建設することで問題が発生することはないものと思われまます。申請地を確認しましたところ、保全管理がなされておりました。

次に、番号4の案件について説明をいたします。借受人は株式会社〇〇です。同社は、平成28年7月に成立した法人で、太陽光発電システムの販売、施工及びメンテナンス業務を目的の一つとしております。貸渡人は〇〇さんです。申請地は寺尾字原、田1筆、畑1筆、計1,999平方メートルで、平成22年に相続により取得した土地です。案内図の6ページをご覧ください。申請地は、主要地方道 秩父荒川線 秩父ミュージックパーク入口北口交差点から北東に

約500キロメートル先にあります。また、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、平成29年1月13日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。したがって、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、転用の目的ですが、太陽光発電施設の建設です。借受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に適しているとして、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネルをそれぞれの申請地に252枚、計504枚とその他必要な機器等を設置することになっております。なお、経済産業省から発電について認定を得ており、東京電力株式会社から電力受給契約申し込みについて承諾を得ております。また、申請地に隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を建設することで問題が発生することはないものと思われまます。申請地を確認しましたところ、保全管理がなされておりました。

加藤 和彦 主幹 番号5及び番号6の案件について説明をいたします。

まず、番号5についてですが、借受人は株式会社〇〇です。同社は、平成元年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。貸渡人は〇〇さんです。申請地は荒川上田野字田ノ端、畑1筆、1,345平方メートルで、平成16年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は、ちちぶ花見の里から南西に約270メートル先にあります。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。次に、申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、太陽光発電設備として転用するものです。借受人は、太陽光発電施設を設置するのに適した場所を探していたところ、申請地が条件に適しているとして、申請地を借り受け、太陽光発電施設を建設し、土地を有効に活用することを計画しました。事業計画では、太陽光パネル360枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。転用することについては、隣接する農地を所有する者から承諾を得ておりますので、周辺の営農条

件に悪い影響を与えることはないと思われます。現況を確認しましたところ、不耕作でした。

次に、番号6の案件について説明をいたします。借受人は、株式会社〇〇です。貸渡人は〇〇さんです。申請地は荒川上田野字田ノ端、畑1筆、1,490平方メートルで、平成21年に相続により取得した土地です。案内図の7ページをご覧ください。申請地は番号6に係る申請地に隣接する土地です。立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。申請事由ですが、目的は申請地を借り受けて、資材置場として転用するものです。借受人は、現在、本店駐車場を一部閉鎖して、業務に使用する太陽光パネルを保管している状態ですが、近年、太陽光パネルの搬入量が増加したため、別の場所に保管場所が早急に必要になり、資材置場を探していたところ、本店から400メートル先にある申請地を貸渡人より借り受けることができることになり、転用することについて申請したものです。事業計画では、主に太陽光発電施設設置用資材専用置場として、パネル、基礎コンクリート、足場パイプ、単管パイプ、システム架台等を置くことになっております。隣接する農地を所有する者から転用することに対する承諾を得ておりますので、周辺の営農条件に悪い影響を与えることはないと思われます。現況を確認しましたところ、保全管理がなされておりました。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

24番（高橋 信之 委員） 番号1及び番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。いずれの案件も、許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

18番（島崎 博行 委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

9番（内田 武男 委員） 番号4の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。私も申請地を確認してまいりました。許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

12番（長谷川 満 委員） 番号5及び番号6の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。耕作を行う

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

には条件が良い場所なので残念ですが、いずれの案件も許可を相当とすることで止むを得ないものであると考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第21号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第22号上程 農用地利用集積計画の決定について （3件）

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第22号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第22号について説明をいたします。なお、番号1から番号3までの案件につきましては、利用権の設定を受ける者、すなわち、借受人が同一人ですので、まとめて説明をいたします。本件は、農業経営基盤強化促進法、この後は基盤強化法と申し下げますが、その第18条第1項の規定により秩父市が農用地利用集積計画を定めるにあたり、平成29年4月4日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。なお、基盤強化法は、効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらが農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、育成すべき農業経営の目標を明示し、目標達成のための重要な手段である農用地利用集積計画など総合的な措置を講じることを目的としています。それでは、計画の内容を申し上げます。本件は、貸付人から借受人に、直接、使用貸借による利用権を設定する案件です。まず、借受人は、社会福祉法人〇〇で、〇〇に主たる事務所を置き、多様な福祉サービスを利用する者が自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、昭和58年に成立した法人です。なお、借受人は、平成26年12月から、大畑町における畑3，135平方メートルについて、基盤

強化法に基づく利用権を設定して、農業経営に参入しております。ここでは、タマネギを作付けしておりました。貸付人につきましては、議案書にあるとおりですが、いずれの貸付人も、自らが耕作を行うことができないため、貸し付けることにしたものです。次に、利用権を設定する期間は、平成29年5月1日から6年間です。土地の所在ですが、案内図の8ページから10ページまでをご覧ください。詳細についての説明は省略させていただきますが、合計して6,711平方メートルになり、すでに設定している畑を合算しますと、9,846平方メートルになります。計画では、借受人は、先ほど、法人の目的において申しあげましたとおり、福祉サービスを利用する者に係る自立した社会生活を支援する事業の一環として、これらの畑で、主に大豆、借金なし大豆を作付けします。さらに、番号1の畑ではナスを、番号2の畑ではブロッコリーを作付けすることにしております。また、基盤強化法第18条第3項の規定による農用地利用集積計画の要件、とりわけ、借受人には、農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること及び農作業に常時従事すると認められることが求められていますが、これらの要件に対し、借受人は、農作業従業日数を200日とし、農業従事者として2名の専従者を含めた計4名の職員に従事させることとしております。また、保有する農機具についてですが、耕運機3台、トラクター3台、トラック1台を所有しております。以上のとおりですが、これらの要件を満たしていることにつきましては、秩父市産業観光部農政課からも確認しております。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員のご意見を伺います。

21番（内田 修司 委員） 番号1及び番号2の案件について意見を申し上げます。農地を有効に活用していただくわけですから、決定してよろしいものと考えます。

24番（高橋 信之 委員） 番号3の案件について意見を申し上げます。21番委員の意見と同じく、農地を有効に活用していただくわけですから、決定してよろしいものと考えます。

議長（新井 徳弘 会長） ありがとうございます。以上で、担当委員のご意見が終了しました。これより、議案に対する質疑に入ります。

（間がある）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第22号については、市長からの申し出のとおり決定することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって本案は、申し出のとおり決定することに決しました。

議案第23号上程 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

議長（新井 徳弘 会長） 次に、議案第号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

上林 敏一 事務局長 議案第23号について説明をいたします。本案は、これから申し上げます土地が農地法に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。議案書と同時に配付いたしました別紙をお開きください。このたびは、田8筆、畑4筆、計8, 272平方メートルの土地に対する判断をお願いいたします。これらの土地につきましては、平成28年に行われました農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査に基づき、さらには、航空写真を参照し、必要に応じて再度の現地調査を行い、その結果、再生利用が困難であると判断しております。このたびは、所有者から非農地判断をしていただきたいと申し出があったものを議案として上程したものです。次に、農地であるか否かの判断につきましては、農林水産省が発出しております通知では、人力又は農業用機械では耕起、すなわち、土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に戻すことが困難である場合、そして、周囲の状況からみて、すなわち、周りが山林であるなどのため、農地に戻すことができる見込みがあるとしても、継続して利用することができないと認められる場合は、農地に該当しないものとされております。以上のことを踏まえ、農地に該当するか否かの判断をお願いいたします。

議長（新井 徳弘 会長） 事務局の説明が終わりました。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対するご意見を伺います。この議案に対して、何か質疑や意見がありますか。

（間がある）

公開用〔個人情報に該当する部分は〇〇で伏せています。〕

議長（新井 徳弘 会長） 質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第23号については、農地法第2条第1項の農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手する人あり）

議長（新井 徳弘 会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

（8）閉 議 ・ 閉 会

議長（新井 徳弘 会長） 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、平成29年第4回秩父市農業委員会定例総会を閉会いたします。